

旭川公共職業安定所発表
令和8年1月28日(水)

担当	旭川公共職業安定所 所長 永田 伸彦 事業所第二部門 統括職業指導官 新保 健郎 電話 (0166) 51-0176 (内線 32#)
当	

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

(令和7年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

旭川公共職業安定所管内の令和7年6月1日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

I 概要

法定雇用率適用区分		法 定 雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
			旭川所	北 海 道	全 国	旭川所	北 海 道	全 国
民 间 企 业		% 2. 5	% 2. 63	% 2. 57	% 2. 41	% 56. 1	% 49. 2	% 46. 0
地 方 公 共 团 体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	% 2. 8	% 2. 73	% 2. 60	% 2. 80	% 66. 7	% 59. 9	% 71. 2
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	% 2. 7	% —	% 2. 54	% 2. 31	% —	% 50. 0	% 42. 6
独 立 行 政 法 人 等		% 2. 8	% 2. 18	% 2. 42	% 2. 67	% 50. 0	% 69. 2	% 66. 0

◎ 集計結果のポイント

【 民間企業(40.0人以上規模の企業)】(法定雇用率2.5%)

- 集計企業数は326社(対前年比5.2%、16社増加)
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は35,889.0人(対前年比6.5%、2196.0人増加)
- 雇用されている障害者の数は944.0人(対前年比7.3%、64.5人増加)
- 実雇用率は2.63%(対前年比0.02ポイント上昇)
- 法定雇用率達成企業の割合は56.1%(対前年比2.6ポイント上昇)

【地方公共団体】(法定雇用率2.8%)

○ 2.8%の法定雇用率が適用される機関：

- ・対象機関数は**18機関**（前年と同じ）
- ・雇用率の算定基礎となる対象労働者数は**5,393.0人**（対前年比2.3%、123.0人増加）
- ・雇用されている障害者の数は**147.0人**（対前年比1.4%、2.0人増加）
- ・実雇用率は**2.73%**（対前年比0.02ポイント低下）
- ・法定雇用率達成機関の割合は**66.7%**（対前年比5.6ポイント上昇）

【独立行政法人等】(法定雇用率2.8%)

- ・対象法人数は**2法人**（前年と同じ）
- ・雇用率の算定基礎となる対象労働者数は**1,675.5人**（対前年比15.3%、222.0人増加）
- ・雇用されている障害者の数は**36.5人**（対前年比1.4%、0.5人増加）
- ・実雇用率は**2.18%**（対前年比0.3ポイント低下）
- ・法定雇用率達成機関の割合は**50.0%**（前年と同じ）

このため、旭川公共職業安定所では

民間企業については

○雇用されている障害者の数は、前年より7.3%（64.5人）増加の944.0人となりました。また、実雇用率は2.63%と前年より0.02ポイント上昇、法定雇用率の達成企業割合は56.1%と前年より2.6ポイント上昇しました。
対象企業数326社のうち43.9%にあたる143社が法定雇用率を未達成であるため、今後とも、各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めてまいります。

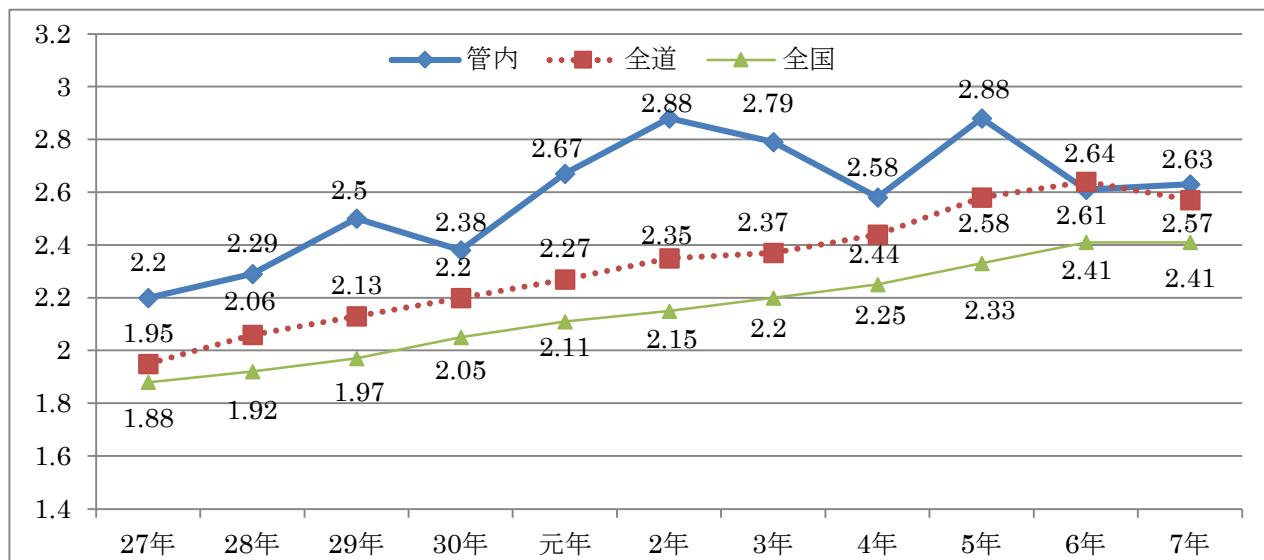
○旭川公共職業安定所では、求人の開拓や北海道障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉施設及び特別支援学校等との連携によるチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応の促進等により、障害者の雇入れの支援にも努めてまいります。

地方公共団体及び独立行政法人等については

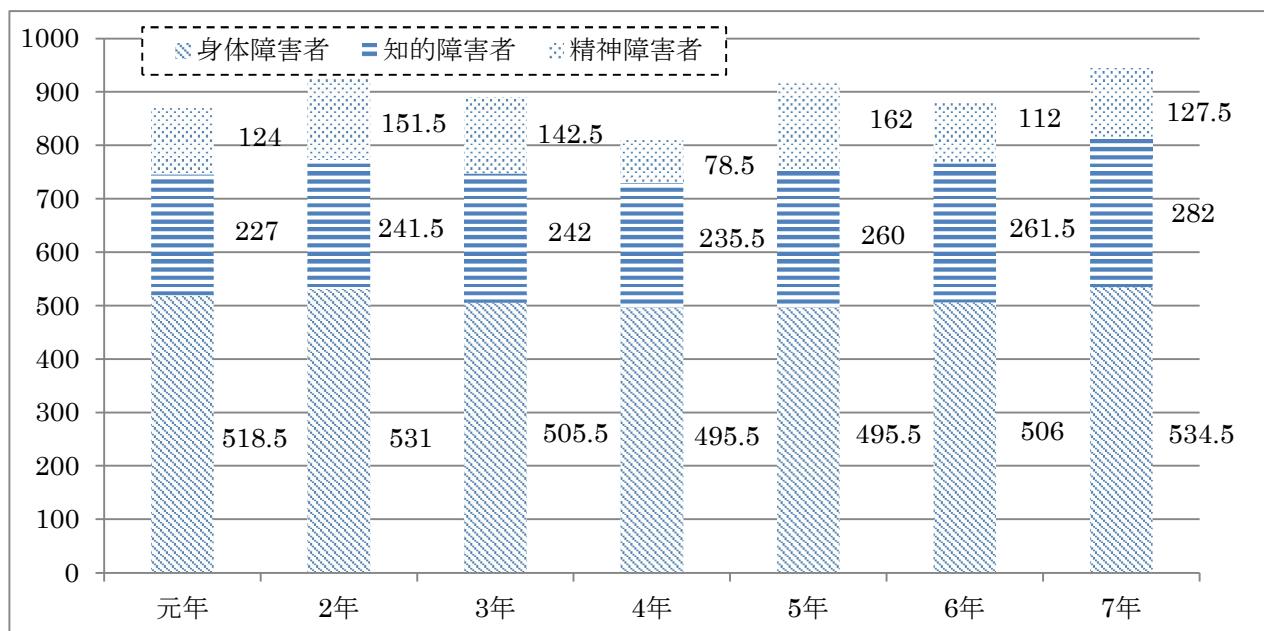
○地方公共団体は6機関が法定雇用率を未達成でした。
○独立行政法人等は1機関が法定雇用率を未達成でした。
いずれも、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関等に対する達成指導を強力に実施することとしています。

II 民間企業における雇用状況

○ 障害者実雇用率の推移



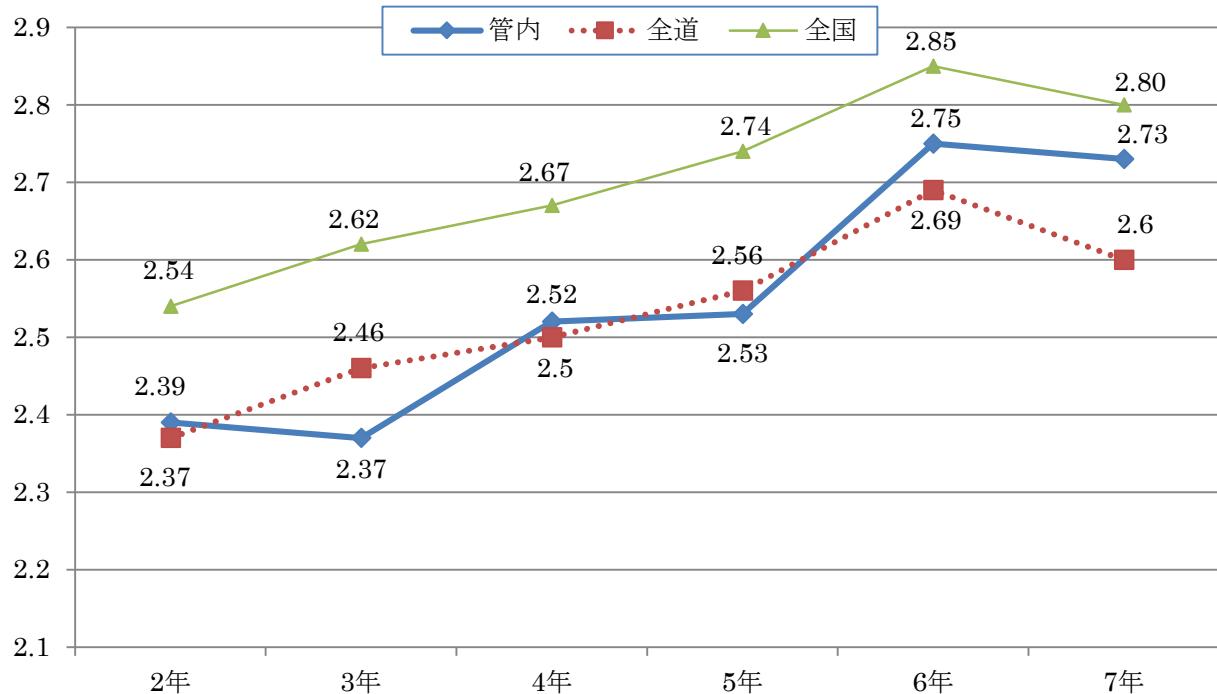
○ 障害種別の雇用障害者数の推移



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
対象労働者数	32,037.5	31,896.5	31,334.0	31,910.5	33,693.0	35,889.0
障害者全数	924.0	890.0	809.5	917.5	879.5	944.0
身体障害者	531.0	505.5	495.5	495.5	506.0	534.5
知的障害者	241.5	242.0	235.5	260.0	261.5	282.0
精神障害者	151.5	142.5	78.5	162.0	112.0	127.5

地方公共団体における在職状況

○ 法定雇用率2.8%が適用される機関の雇用率の推移



○ 法定雇用率2.8%が適用される機関の在職状況（障害種別等）

区分	① 機関数 (機関)	② 対象職員数 (人)	③ 障害者の数			④ 実雇用率 (%)	⑤ 法定雇用率 達成 機関の数 (機関)	⑥ 達成割合 (%)	
			身体障害者 (人)	知的障害者 (人)	精神障害者 (人)				
旭川	7年	18	5,393.0	132.0	4.0	11.0	2.73	12	66.7
	6年	18	5,270.0	128.5	3.5	13.0	2.75	11	61.1
北海道	7年	227	86,040.0	1,805.0	77.0	355.5	2.60	136	59.9
	6年	222	80,469.5	1,761.0	68.5	334.5	2.69	136	61.3
全国	7年	2,681	2,180,983.5	43,327.5	2,401.0	15,384.0	2.80	1,908	71.2
	6年	2,700	2,064,209.5	42,842.0	2,260.5	13,789.5	2.85	1,962	72.7

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○ 民間企業	一般の民間企業	2.5%
	独立行政法人等	2.8%
○ 国、地方公共団体		2.8%
○ 都道府県等の教育委員会		2.7%

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率				
	引下げ前	引下げ後			
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く）	・倉庫業				
・船舶製造・修理業、船用機関製造業	・航空運輸業	5% 除外率適用無し			
・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）					
・採石業、砂・砂利・玉石採取業	・水運業				
・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）		10% 除外率適用無し			
・その他の鉱業					
・非鉄金属第一次製鍊・精製業	・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15% 5%			
・建設業	・鉄鋼業	・道路貨物運送業	・郵便業（信書便事業を含む）	20% 10%	
・港湾運送業	・警備業		25% 15%		
・鉄道業	・医療業	・高等教育機関	・介護老人保健施設	・介護医療院	30% 20%
・林業（狩猟業を除く）			35% 25%		
・金属鉱業	・児童福祉事業		40% 30%		
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）		45% 35%			
・石炭・亜炭鉱業		50% 40%			
・道路旅客運送業	・小学校		55% 45%		
・幼稚園	・幼保連携型認定こども園		60% 50%		
・船員等による船舶運航等の事業		80% 70%			

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率
10%の
場合

常用労働者数5,069.5×除外率20%＝1,013.9 ÷1,013人（端数切り捨て）
常用労働者数5,069.5－1,013＝基礎労働者数4,056.5人
基礎労働者数4,056.5×法定雇用率2.5%＝雇用義務数101.4125÷101人（端数切り捨て）

除外率
20%の
場合

常用労働者数5,069.5×除外率10%＝506.95÷506人（端数切り捨て）
常用労働者数5,069.5－506＝基礎労働者数4,563.5人
基礎労働者数4,563.5×法定雇用率2.5%＝雇用義務数114.0875÷114人（端数切り捨て）



○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導

○ 「障害者雇入れ計画」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当前回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ぜることとなってい

る。

○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

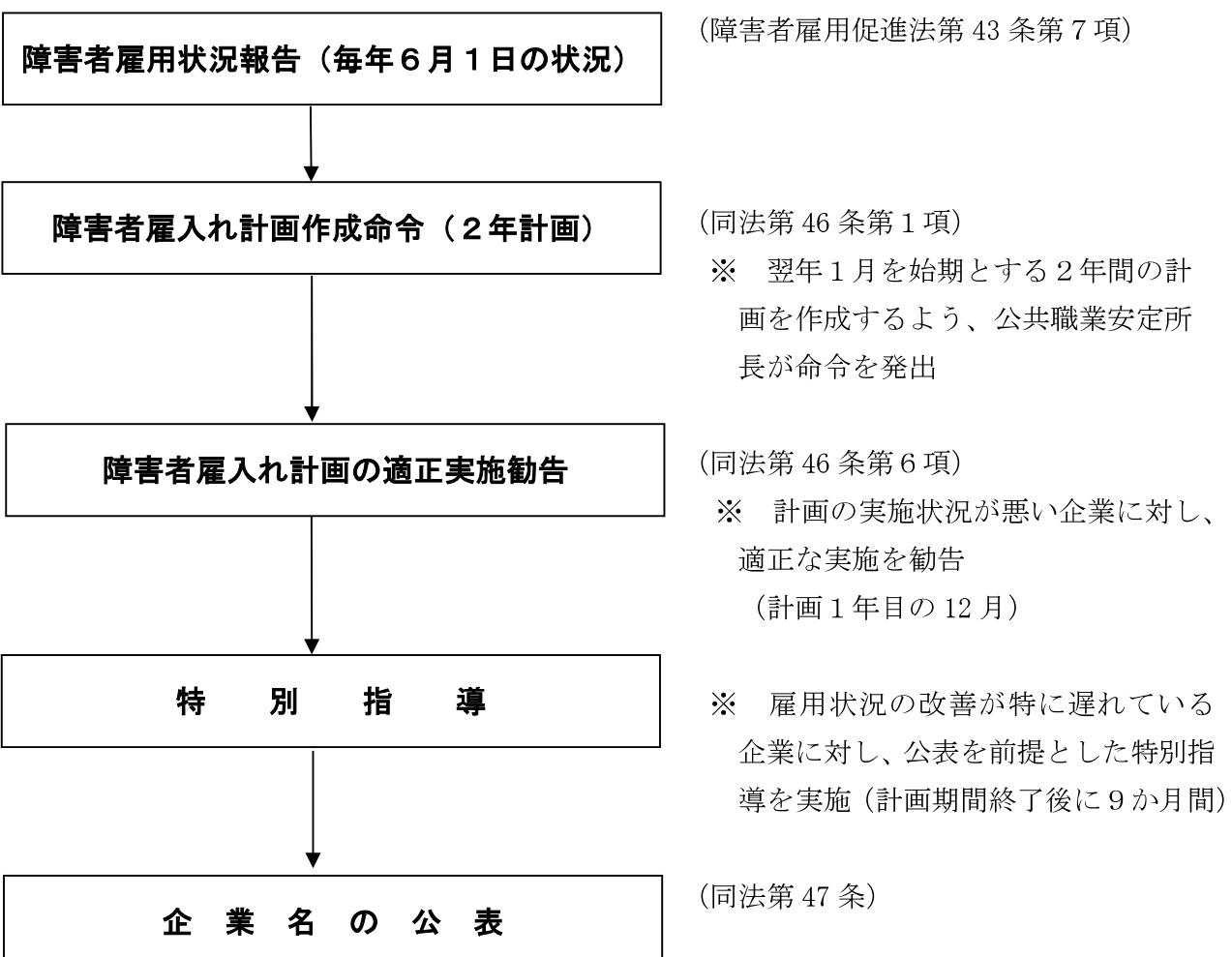
今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数 \geq 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（令和6年 2.41%）かつ不足数5人以上
- ② 法定雇用障害者数が3～4人（対象労働者数120人以上200人未満規模の企業）であつて、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、ハローワークにおいて雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



【指導実績】

1 令和6年度の実績

* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 (計画始期令和7年1月) 446社 (うち、北海道 21社)

* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社 (うち、北海道 3社)

* 「特別指導」の実施 (令和6年4月～12月実施) 37社 (うち、北海道 5社)

2 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (令和6年度)

338社 (うち、北海道 35社)

3 企業名の公表実績 (全国値)

18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)

22年度 6社 (うち2社は再公表)、23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、

25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、30年度 0

社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社 令和4年度 5社 (うち3社
は再公表)、令和5年度 1社 (再公表) 令和6年度 0社